



2025年7月30日

各 位

会 社 名 株式会社ナ・デックス
代表者名 代表取締役社長 進 藤 大 資
(コード番号 7435 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部長 丸 山 哲 男
TEL 052-323-2211

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2025年7月28日付で東海財務局長に提出した2025年4月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社では当事業年度において、元業務委託社員が個人的に不正に代金を得る領得行為、複雑な商流による循環取引、実体のない架空の発注を実体のある案件に紛れ込ませる付替行為が行われていた事実が判明し、2025年2月14日に提出した前事業年度に係る内部統制報告書の訂正報告書(訂正内部統制報告書)にて特定の業務プロセス(販売・購買プロセス、在庫管理プロセス)において財務報告に係る開示すべき重要な不備がある旨の報告を行っております。

そのうち、下記「3. 開示すべき重要な不備の是正方針」に掲げる内部統制上の不備に関しては当事業年度末日時点において是正されておられません。

当該財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

実効性のある内部統制の整備の検討に時間を要したためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

受注の承認に関して、入手書類上の疑わしい状況が十分に把握されておらず、不正が介在し得るという点での視点が不足しておりました。また、決裁処理が形式的な確認に留まり、取引実態の把握や取引の合理性に関する審査ができる仕組みが整備されておりました。

是正措置の内容といたしましては、実質的な決裁処理を定着させる取組みの実施として本件事案を踏まえて、循環取引をはじめとした不正が起り得るという観点から、決裁者や申請を行う営業担当者を対象とした決裁の意義や本件事案の特徴を踏まえた上での案件の実質的な審査を行うためのポイントを習得させるための実務研修・勉強会を当事業年度末日までに開催し、内容の浸透状況を確認するために、確認テストを実施しております。当該実務研修・勉強会において示したポイントに基づき、取引の決裁処理に使用するチェックリストを整備し、対象の取引の決裁処理に使用しております。

当該是正措置については、当事業年度末日以降、内部統制報告書提出日までの期間において、当社の内部監査部門が是正措置に関連して新たに整備・運用した内部統制に対する評価手続を実施しました。特に実務研修・勉強会において示したポイントについて決裁者が理解しているかどうか、決裁処理に必要な入手書類が具備され疑わしい点がないかどうか、チェックリストが漏れなく確認されているかどうか、取引実態を把握してその合理性が認められるかに関して正当な注意を払って決裁処理を実施しているかどうかを主眼において、質問や書類の検討を行いました。その結果、不備事項は識別されず、循環取引や付替行為の防止策が強化され、内部統制報告書提出日において取引実態の把握や取引の合理性に関する審査ができる仕組みが整備・運用されているものと判断しました。

以上のことから、当事業年度末日時点において財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり開示すべき重要な不備に該当するため、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしましたが、内部統制報告書提出前までに全ての開示すべき重要な不備の是正状況が確認されたことにより、当該報告書提出日時点では財務報告に係る内部統制が有効であると判断いたしました。

4. 連結財務諸表および財務諸表に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表および財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表および財務諸表監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上